

ＤＣＭホールディングス株式会社による株式会社エンチャの 株式取得に関する審査結果（概略）

第１ 当事会社の概要

ＤＣＭホールディングスは、ホームセンター業等を営む子会社を傘下に有する持株会社である。また、エンチャは、ホームセンター業等を営む事業者である。なお、当事会社等の略称は、別表のとおりである。

第２ 本件の概要及び関係法条

本件は、ＤＣＭホールディングスがエンチャの株式に係る議決権の100%を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画したものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

第３ 本件の経緯

令和７年７月31日 本件行為に関する計画の届出の受理（第１次審査の開始）
令和７年８月29日 排除措置命令を行わない旨の通知

第４ 一定の取引分野等

１ 役務の範囲

当事会社グループは、多数のホームセンター及びＤＩＹ用品専門店を運営している。

ホームセンターは、主としてＤＩＹ用品及び園芸用品を販売する小売店舗であり、併せて、家庭用品、ペット用品等の幅広いカテゴリーの商品を販売している。ホームセンターの場合、ＤＩＹ用品及び園芸用品を含めて幅広いカテゴリーの商品（例えばＤＩＹ用品と家庭用品）を一つの店舗でまとめて購入できるという特徴があり、このような特徴は他業態の小売店舗^１ではみられないものである。

ホームセンターで取り扱っている商品のうち、家庭用品等は他業態の小売店舗でも品揃えが十分であることも多いものの、ホームセンターの主たる商品であるＤＩＹ用品及び園芸用品については、他業態の小売店舗では必ずしも品揃えが十分ではない場合が多い。

また、ＤＩＹ用品専門店や園芸用品専門店のような専門店は、ＤＩＹ用品や園芸用品といった特定のカテゴリにそれぞれ注力しており、当該カテゴリ以外の商品は基本的に取り扱っていない又は、品揃えが十分ではない。

したがって、ＤＩＹ用品や園芸用品を中心として、ホームセンターで販売されている幅広いカテゴリーの商品を一つの店舗で購入したい消費者にとっては、ホームセンターとディスカウントストアやＤＩＹ用品専門店等の他業態の小売店舗との代替性は限定的である。そのため、本件では、役務範囲を「ホームセンター

^１ 他業態の小売店舗としては、ディスカウントストア、スーパー等のほか、ホームセンターで販売されている商品のうち特定のカテゴリの商品を主として取り扱うＤＩＹ用品専門店、園芸用品専門店等が存在する。

業」として画定した。

また、D I Y用品専門店では汎用性の高い商材を含めて多様なD I Y用品を販売しているところ、D I Y用品についてはホームセンターにおいても販売されており、D I Y用品のみを購入したい消費者にとっては、D I Y用品専門店のみならず、ホームセンターも選択肢に入り得る。こうした利用実態を踏まえ、「D I Y用品販売業」についても重層的に画定することとした。

2 地理的範囲

ホームセンター業又はD I Y用品販売業を営む事業者間の競争は、店舗単位でも行われていると考えられる。本件では、当事会社グループ店舗を訪れる消費者の買い回り範囲等を踏まえ、DCMグループ店舗（ホームセンター又はD I Y用品専門店）を基点として、各店舗から「半径5 km以内」を地理的範囲（以下「商圈」という。）として画定した。ただし、商圈外にあったとしても競争関係にあると認められる競争者店舗は、当事会社グループ店舗に対する隣接地域の競争者店舗からの競争圧力として考慮することとした。

3 企業結合形態

本件行為は、ホームセンター業及びD I Y用品販売業の水平型企业結合に該当する²。

第5 競争の実質的制限の検討

1 ホームセンター業

(1) 検討対象商圈の特定

DCMグループ店舗（ホームセンター）を基点として、前記第4の2で画定した地理的範囲にエンチョーグループ店舗（ホームセンター）が存在する商圈は23商圈（以下「ホームセンター23商圈」という。）である。

このうち、18商圈は、競争者グループが1存在する商圈（9 商圈）又は競争者グループが存在しない商圈（9 商圈）である。これらの18商圈においては、本件行為後に各商圈において、ホームセンター業における競争主体が1つずつ減少し、ホームセンター業を営む事業者グループが2又は1しか存在しないこととなり、競争上の問題が生じやすくなる。

このため、これらの18商圈（以下「ホームセンター18商圈」という。）については、本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを慎重に検討した。

なお、商圈ごとの検討においては、携帯電話事業者が提供する人流データを使用し、消費者の買い回りの範囲を推定することにより、競争者店舗等からの当事会社グループ店舗に対する競争圧力の評価の参考とした。

² 当事会社グループが営む事業の中で競合関係にあるものが複数存在するところ、本件では、当事会社グループの市場における地位が高く、本件行為により競争に与える影響が比較的大きいと考えられるホームセンター業及びD I Y用品販売業における水平型企业結合を中心に検討した。

(2) ホームセンター18商圏の検討結果

ホームセンター18商圏の検討結果は表1のとおりである。

【表1】ホームセンター18商圏の検討結果

競争者グループが1存在する又は存在しない商圏	18
①商圏内又は隣接地域の競争者店舗からの競争圧力が働いている商圏	9
②商圏内の隣接他業態店舗 ³ からの競争圧力が働いている商圏	3
③商圏内に競争者店舗の新規出店計画が認められる商圏	3
④競争圧力が確認できなかった商圏	3

ホームセンター18商圏のうち、①から③までに該当する合計15商圏については、本件行為により、一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるとは認められない。他方、競争圧力が認められなかった商圏は④の3商圏（DCM21豊橋汐田橋店、DCM豊橋佐藤店及びDCM豊橋曙店のそれぞれを基点とする商圏）であった。

2 D I Y用品販売業

(1) 検討対象商圏の特定

前記1で検討したホームセンター23商圏を除き、DCMグループのD I Y用品を販売する店舗（D I Y用品専門店又はホームセンター）を基点として、前記第4の2で画定した地理的範囲にエンチョーグループ店舗（D I Y用品専門店又はホームセンター）が存在する商圏⁴は18商圏である。

このうち、2商圏は、競争者グループが1存在する商圏（1商圏）又は競争者グループが存在しない商圏（1商圏）である。これらの2商圏においては、本件行為後に各商圏においてD I Y用品販売業における競争主体が1つつ減少し、D I Y用品販売業を営む事業者グループが2又は1しか存在しないこととなり、競争上の問題が生じやすくなる。

このため、これらの2商圏（以下「D I Y 2商圏」という。）については、本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かについて慎重に検討した。

(2) D I Y 2商圏の検討結果

D I Y 2商圏の検討結果は表2のとおりである。

³ D I Y用品専門店、園芸用品専門店、D I Y用品及び園芸用品を一定程度扱うディスカウントストアを指す。

⁴ 本商圏には、少なくとも、DCMグループのD I Y用品専門店又はエンチョーグループのD I Y用品専門店のいずれか一方が存在している。

【表 2】 D I Y 2 商圏の検討結果

競争者グループが 1 存在する又は存在しない商圏	2
①隣接地域の競争者店舗からの競争圧力が働いている商圏	1
②商圏内に競争者店舗の新規出店計画が認められる商圏	1

D I Y 2 商圏については、いずれの商圏についても、本件行為により、一定の取引分野における競争が実質的に制限されることとなるとは認められない。

3 小括

前記 1 で十分な競争圧力が認められなかったホームセンター業の 3 商圏（以下「豊橋 3 商圏⁵⁾」という。）については、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる。

第 6 問題解消措置

1 問題解消措置の要旨

当事会社からは、以下の問題解消措置を講じる旨の申出があった。

- (1) 豊橋 3 商圏に所在する当事会社グループの店舗のうち、ジャンボエンチャー豊橋神野店について、株式会社ホームセンターバロー（以下「バロー」という。）がホームセンターの店舗を新たに開店できるようにするため、土地・建物の所有者の了解を得て、エンチャーと所有者との間で締結されている当該店舗が所在する土地・建物に関する賃借権をバローに対して譲渡する措置（以下「本件措置」という。）を実施する。
- (2) 当事会社は、本件措置が実行されるまでの間、ジャンボエンチャー豊橋神野店の事業価値を毀損しないようにするための商業上合理的な努力を行う。
- (3) 当事会社は、豊橋 3 商圏に所在する当事会社グループ店舗のうち、ジャンボエンチャー豊橋神野店については本件措置が実行されるまでの間、DCMグループのホームセンターの 3 店舗（DCM21 豊橋汐田橋店、DCM 豊橋佐藤店及び DCM 豊橋曙店）についてはホームセンターバローが店舗の営業を開始するまでの間、各店舗において販売する商品について、消費者に不当に不利な価格を設定しないものとし、月に 1 回、各店舗において販売する商品の価格を下記(4)のモニタリングトラスティに報告する。
- (4) 本件行為を実行する前に、当事会社は、独立した第三者であるモニタリングトラスティとして、三浦法律事務所の所属弁護士を選任する。当事会社は、モニタリングトラスティに本件措置の実行並びに上記(2)及び(3)の措置の履行状況を監視させ、履行状況に係る意見を添えて当委員会に定期的に報告させる。また、当事会社は、本件措置の実行後、バローがモニタリングトラスティに報告した店舗の営業を開始するまでの状況について、モニタリングトラスティから当委員会に定期的に報告させる。

⁵⁾ 豊橋 3 商圏は互いに重複又は隣接している。

2 問題解消措置に対する評価

前記 1 の問題解消措置は、本件措置の実施によってバローが新規にホームセンターの店舗を営業できるようにすることにより、互いに重複又は隣接している豊橋 3 商圈において、ホームセンター業について新規の独立した競争者を創出し、本件行為によって失われる当事会社グループ店舗間の競争と同程度の競争を回復する効果を有すると評価することができる。

第 7 結論

問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断した。

当事会社等の略称

DCMホールディングス株式会社	DCMホールディングス
DCMホールディングスを最終親会社として既に結合関係が形成されている事業者の集団	DCMグループ
株式会社エンチャー	エンチャー
エンチャーを最終親会社として既に結合関係が形成されている事業者の集団	エンチャーグループ
DCMホールディングス及びエンチャーの総称	当事会社
DCMグループ及びエンチャーグループの総称	当事会社グループ
主として家庭内で住居の補修や改善等のために用いられる工具、金物、塗料、作業用品等の商品	DIY用品
ホームセンター業又はDIY用品販売業を営み、当事会社グループに属さない事業者	競争者
同一の事業者を最終親会社とする競争者のグループ	競争者グループ
当事会社グループ及び競争者グループの総称	事業者グループ
〇〇〇が運営する店舗（例：競争者店舗…競争者が運営する店舗）	〇〇〇店舗